

## ローム記念館プロジェクト発明委員会規程

2003年 8月30日 制定

### (目的)

第1条 この規程は、ローム記念館プロジェクト発明規程第6条第4項の規定に基づき、発明委員会の構成及び権限について規定する。

### (発明委員会)

第2条 ローム記念館プロジェクト運営委員会委員長に申請された発明等に関する審査を行うため、ローム記念館運営委員会のもとに、発明委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) ローム記念館運営委員長
  - (2) ローム記念館プロジェクト運営委員会委員長
  - (3) 大学知的財産センター副所長
  - (4) 女子大学学術研究推進センター所長
  - (5) 法人部事務部長
  - (6) 大学京田辺校地総務部長
  - (7) 女子大学総務部長
  - (8) ローム記念館運営委員長から委嘱された者。ただし、任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは弁理士を委員に委嘱することができる。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### (審議事項)

第4条 委員会は、届出のあった発明等について次の事項を審議し、決定する。

- (1) 発明等をなした者の特定に関する事項
- (2) 知的財産権の承継に関する事項
- (3) 知的財産権の持分に関する事項
- (4) その他必要な事項

### (事務局)

第5条 この規程に関する事務は、大学京田辺校地総務課が行う。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、ローム記念館プロジェクト運営委員会及びローム記念館運営委員会の議を経て理事会において決定する。

### 附 則

この規程は、2003年 9月 1日から施行する。

この規程は、2006年4月1日から施行する。